

小国町景観計画

第1章 景観計画の前提

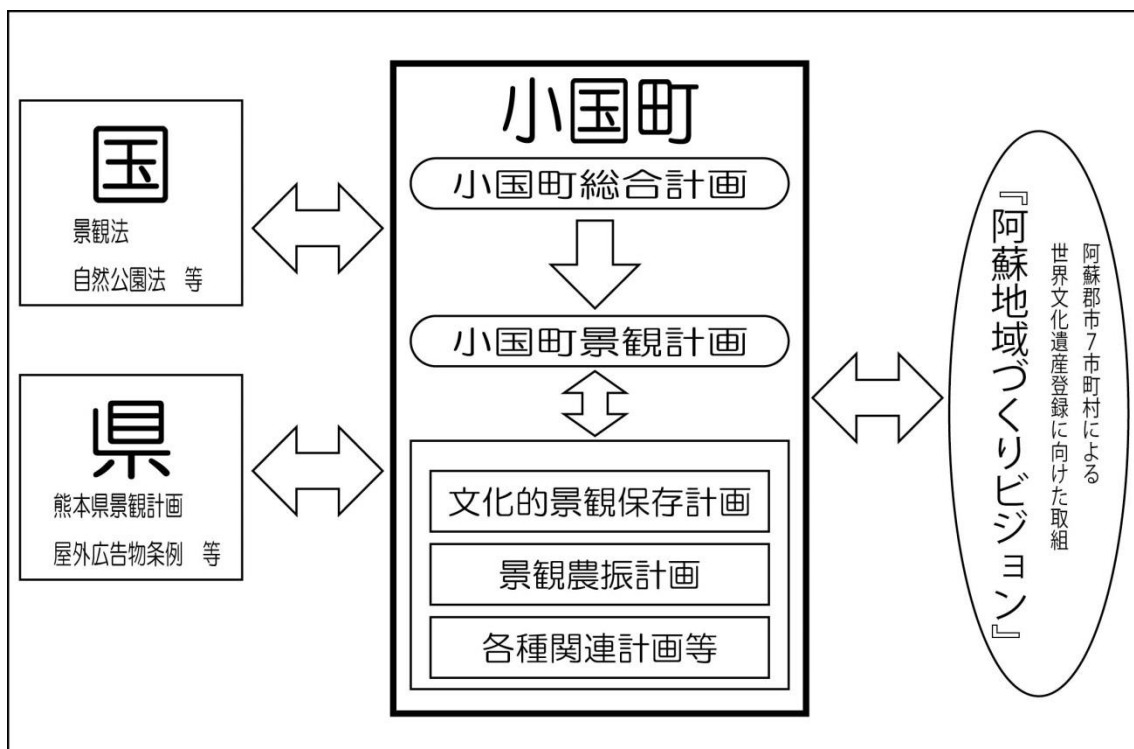
1. 計画の目的

小国町は、本町の優れた自然環境及び景観保全と秩序ある開発等を図るため、平成8年に「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」を制定し、住みよい魅力ある郷土の実現を目指してきた。本計画は、こうしたこれまでの景観保全の取組を踏まえ、行政、町民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく行為の規制等に関し必要な事項及び景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、本町の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とするものである。

また、本計画は、阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本町を含む阿蘇地域7市町村で策定する「阿蘇地域づくりビジョン」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとする。

2. 景観計画の位置付け

本計画は、「小国町総合計画」の基本政策実現に向け展開する施策であり、景観法第8条に基づく計画である。今後は、本計画に基づき、住民や企業等の景観に関する意識の高揚を図り、協働して計画づくりを進めていく。



第2章 小国町の景観特性

(1) 景観の概況

小国町は阿蘇地域の最北部にあたり、カルデラ北側斜面の起伏のある傾斜地形に位置している。

面積の7割以上を人為的に維持されてきたスギ・ヒノキなどの植林が占めており、全体景観の基盤として山林に囲まれた印象を与えている。東部にはカルデラ上の高原から九重連山にかけて牧野が広がっている。また、筑後川水系の最上流域に位置し、中程度の起伏が連なり、点在する谷底平野に集落を形成し、生活が営まれている。

その中では、中心市街地としての宮原地区、杖立温泉やわいた温泉郷などの温泉地、美しい滝や古木などが残る黒淵、古い家屋や蔵とともに昔ながらの暮らしの風情を残す谷あいの集落地など、多様な景観が展開している。

また、旧国鉄宮原線跡にはトンネルや橋梁が当時のまま残されており、古くから交通の要として栄えてきた歴史を感じることができる。眺望景観に関しては、小国郷のシンボルである涌蓋山を望む視点場が点在している。

(2) 景観資源

①自然景観

町の多くを人為的に維持されてきたスギ・ヒノキなどの人工林が占めており、全体として山林に囲まれた印象を与えています。また、鍋ヶ滝をはじめとする滝や湧水地など豊富な水資源が点在し、周辺では希少な動植物も生息・生育しています。



■小国町の総面積の8割は山林であり、自然豊かな地域の景観を特徴づけている。



■潤いのある緑に囲まれ、木漏れ日の間から光が差し込む神秘的な雰囲気鍋ヶ滝。



2 ■阿蘇火山の影響を受け、なだらかな河川が続く遊水峡は、豊かな自然の中の親水空間を作り出している。



■樹齢700年以上といわれるケヤキの根元からこんこんと湧水が湧き出ている、ケヤキ水源。



■涌蓋山を背景に草原に咲く前原の一本桜。

②歴史や文化を感じることのできる景観

杖立温泉やわいた温泉郷など、谷あいでもまれる温泉地が趣ある景観をつくり出している。また、遊歩道として活用されている旧国鉄線宮原線跡には、トンネルや橋梁などが当時のままのこされており、個性的な歴史資源も有している。



■1800年もの開湯の歴史を持ち、昭和の雰囲気が残る杖立温泉街。



■涌蓋山の麓に位置し、阿蘇くじゅうの大自然を感じることのできるわいた温泉郷。



■小国町の総鎮守である小国両神社では250年以上続く秋の例大祭が今なお受け継がれている。



■旧国鉄宮原線跡は、トンネルやアーチ橋が当時のまま残されており、現在は遊歩道として活用されている。

③暮らしの景観

中心市街地である宮原地区には、小国両神社の参道として栄えてきた一番街商店街をはじめ、地域にはいくつもの商店街が立ち並び、中心市街地を形成している。市街地から離れると、山林に囲まれた谷あいには、なだらかな棚田が広がり、人々の暮らしと自然が共存した集落景観が広がっている。涌蓋山の麓に広がる牧野では、放牧がされている。



■集落となだらかな棚田が広がる風景は、人々の暮らしと自然が共存した農山村地域を印象付ける景観を残している。



■小国両神社の参道として栄えてきた宮原地区の一番街商店街では、林業の町として栄えてきた歴史ある建造物が立ち並ぶ。

■涌蓋山の麓に広がる牧野では、現在も放牧が営まれている。

④至京観

円錐形の山容の美しい涌蓋山は「小国富士」とも呼ばれ、町民に親しまれている。町内には、涌蓋山を望む視点場が点在し、四季折々の山と眼下に広がる里山の風景を楽しむことができる。



■九重連山の1つである涌蓋山は、小国町のシンボルとして四季折々の風景を楽しむことができる。

第3章 景観計画区域

1. 景観計画の区域

- (1) 景観計画区域は、小国町全域とする。
- (2) 特定施設届出地区、景観形成地域は今後必要に応じて定めるものとする。

第3章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成の目的

小国町は、阿蘇くじゅうの豊かな自然環境により育まれた山林、水源、希少な植物の生息地などの美しい自然景観、神社、街並み、温泉地などの様々な歴史・文化的景観、それらを見渡す眺望など、多くの魅力ある景観を有している。

これらの優れた資源の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とする。

2. 景観形成の基本理念

まず当町が位置する阿蘇地域の景観の特徴は、カルデラ地形の中央にそびえる阿蘇五岳と、これを取り巻く外輪山の広大な草原にある。火山によって形成された中央火口丘・外輪山に見られるような独特なカルデラ地形、カルデラ底部の平坦部に広がる集落・農地、外輪山から山麓へ広がる大規模な草地、カルデラ底部から外輪山の外へと流れ出る白川・黒川等の河川から景観が構成されている。

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に渡る自然の営為による基盤の上に、数千年をこえて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っている。その背景には、自然、歴史、文化、社会（コミュニティ）、産業（生業）のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」がある。その強さや充実の結果として、固有の「文化的景観」となって表れている。

このような「つながり」の環境を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していく必要がある。また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力をまちづくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の完成を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの環境づくりを行っていく実践活動を展開し支援していくものとする。

こうした阿蘇の文化的景観を構成する本町は、阿蘇外輪山の北側、筑後川の最上流域に位置しており、町の一部は阿蘇くじゅう国立公園や耶馬日田国定公園に属している。また、町の面積の8割を山林が占めている他、町内には阿蘇くじゅうの自然環境で育まれた水源や温泉が点在し、自然豊かな農山村地域を印象づける美しい景観を有している。

また、そこで営まれる農林業や集落の暮らし、歴史的文化財や農耕にまつわる祭事などが、景観を支える要素として存在している。

以上より、小国町の景観形成における基本理念を次のように定める。

基本理念

「環境と共生し、自然豊かな景観を守り、育てる」

3. 景観形成の基本方針

基本理念の達成を目指して、次のような景観形成の基本方針を定め、小国町の景観形成を進める。

(1) 小国町の景観の骨格となる「自然」の景観を守り・育てる

阿蘇くじゅうの豊かな自然環境で形成される小国町の自然景観は、町の主産業である農林業や観光業を支える重要な構成要素であり、希少な植物、多様な生態系を育んでいる。また、その豊かな自然環境は人も育み、世界的医学者である北里柴三郎博士や「グレーの画家」と評される坂本善三画伯など多くの人材を輩出している。このような自然景観を守り、育てることは、町の産業、次世代の担い手の育成にもつながっていくものであり、自然景観と調和した一体感のある景観の形成を推進し、適切な維持・管理を行い、保全していく。

(2) 小国町固有の「歴史・文化」資源とその周辺環境を守り・育てる

小国町内には、小国両神社をはじめとする歴史ある建造物、杖立温泉やわいた温泉郷、商店街などの歴史ある街並みや地域ごとに継承されている伝統文化が残されている。これらは、歴史・文化的資源として、町の重要な財産であるため、今後も景観資源として守り、後世へと受け継いでいく。

(3) 小国町の耕作地や集落の「暮らし」の景観を守り・育てる

阿蘇くじゅうの豊かな自然環境の中で、小国町では、昔から高冷地野菜や稲作、放牧などの農・畜産業が人々の暮らしの中で営まれており、農山村地域を印象付ける暮らしの景観の重要な役割を担っている。このような景観は、小国町独自の地域性・環境から育まれてきたものであり、今後もこの昔ながらの景観を、農業振興施策等との連携を図りながら維持、育んでいく。

(4) 阿蘇火山地形の連なりと小国町を印象づける「眺望」を守り・活かす

小国町の地形は9万年前の阿蘇火山の影響を多く受けており、町内には火砕流堆積物や溶結凝灰岩で形成される地形が数多く残されている。また、多くの水源や温泉も阿蘇火山や九重連山などの影響を受けているものである。また、涌蓋山は通称「小国富士」とも呼ばれ、その雄大な景観は町民に親しまれている。このような小国町独自の自然環境で形作られた眺望景観は、次世代に受け継いでいかなければならないものであり、今後も観光振興施策等との連携を図りながら、周辺景観との調和を図り、保全、活用していく。

4. 公共事業等における景観形成指針

公共事業、公共施設の建築等で町土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて、景観形成のための指針を別に定める。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 一般区域

(1) 届出対象行為

行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13メートルを超えるもの ・建築面積1,000平方メートルを超えるもの
工作物（さく及び塀を除く）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13メートル（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さ）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ2メートルを超え、かつ、長さ50メートルを超えるもの
鉤物の掘採及び土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるもの

※上記届出対象行為のうち、みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例（以下「まちづくり条例」）（平成8年小国町条例第1号）第8条第1項及び第2項に該当する事項については、まちづくり条例に基づく事前協議、又は事前届出を以って景観法第16条第1項に基づく届出とする。

(2) 景観形成基準

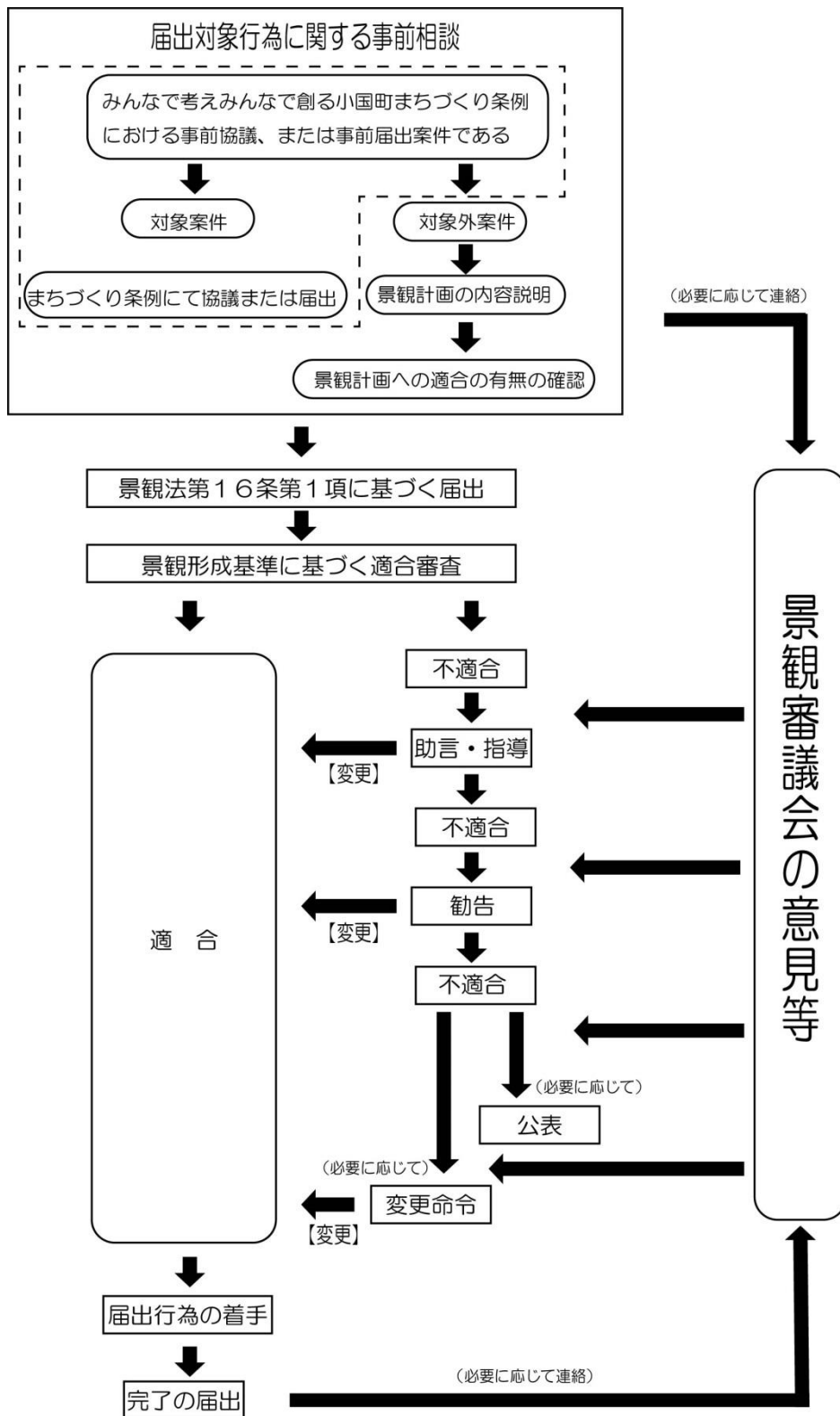
行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の

			景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化		・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

(3) 届出の手続き

届出対象行為は、以下の図に示す手続きが必要となる。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令に関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定する。

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定する。

第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域においては、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について検討することとする。